

# **全国後期高齢者医療広域連合協議会**

## **平成 22 年度臨時広域連合長会議**

**平成 22 年 11 月 18 日（木）**

**都市センターホテル**

**全国後期高齢者医療広域連合協議会**

# 目 次

## ○会議資料

(ページ)

1 会議次第.....	1
2 要望書（案） .....	2

## ○参考資料

1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約.....	11
2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿.....	15
3 全国広域連合長等名簿.....	16
4 全国広域連合所在地等一覧.....	18

# 会議資料

# 全国後期高齢者医療広域連合協議会

## 平成22年度臨時広域連合長会議次第

日時：平成22年11月18日（木）15:30～16:30

場所：都市センターホテル 3階 「コスモスホールⅡ」

1 開会

2 会長挨拶

3 来賓紹介・来賓挨拶

4 議事

要望書（案）について

5 要望書手交

6 厚生労働省と意見交換

7 閉会

# **【議事】要望書（案）について**

# 後期高齢者医療制度に関する要望書 (案)

平成22年11月18日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

現在、後期高齢者医療制度にかわる新たな高齢者医療制度について、  
高齢者医療制度改革会議において検討されている。

新制度施行まで継続される現行制度については、未だ改善が必要な  
事項が多々見られ、その多くは新制度においての課題と重なる点も多い。

新制度の創設に当たっては、現行制度における課題を解消し、被保険  
者等に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民  
の納得と信頼が得られる制度となることを望むものである。

現行制度の円滑な運営と新制度の構築に向け、下記に掲げる事項に  
ついて、国の特段の配慮を要望する。

記

# **後期高齢者医療制度に関する重点要望**

## **1 現行制度に関する重点要望事項**

- (1) 新制度移行後も継続する現行制度の給付事務等について、運営主体及び運営方法を早急に明確にするとともに、その財源については国で措置する等、新制度移行後における現行制度の運営に関し、十分配慮すること。
- (2) 平成24年度の保険料率改定において、被保険者の保険料負担が増加しないよう必要な財源を国において確保すること。  
また、低所得者等に対する現行の保険料軽減措置を制度廃止年度まで継続し、国費による予算措置を講ずること。
- (3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し、改善すること。
- (4) 高額療養費制度の自己負担限度額の見直しについて、財政運営期間の途中に行う場合は、その財源を国費で補填すること。  
また、外来分高額療養費の現物給付化を行うこと。
- (5) 高額介護合算療養費について、医療保険が異なる世帯員は対象にならないこと、申請手続が煩雑なこと、対象期間が長く不便が多いこと、福祉医療等の周辺システム開発が困難なこと等から、各制度の自己負担限度額の引下げ等により、即効性のある軽減策に改めること。

(6) 診療報酬支払早期化の検討に当たり、国庫支出金・後期高齢者交付金の交付時期を診療報酬支払日の前とする等、広域連合の資金繰りや、早期化に伴う費用が発生しないよう十分配慮した環境整備を行うこと。

(7) 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）には、早期に改修が必要な不具合及び改善事項が多くみられることから、今後の改善計画の明確化、電話、電子メール等による迅速なサポート体制構築、十分な検証、動作確認等により、広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないようにするとともに、保守期間延長について、早急に対応方針を示すこと。

また、バージョンアップ及び保守期間延長等に費用負担が生じる場合には、国の責任において適切に対応すること。

## 2 新制度に関する重点要望事項

(1) 新制度の構築に当たっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民に制度改革の理念及び意義の周知を徹底するため、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。

(2) 新制度の運営主体は、既に医療費適正化等に見識及び実績を持つ都道府県とし、都道府県及び市区町村の役割分担を明確化するとともに、全年齢の都道府県単位化への道筋を示すこと。

(3) 今後、医療費負担の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分に行い、世代間及び保険者間の負担軽減並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充すること。

(4) 電算処理システムの構築に当たっては、現場の意見を反映させるため、現在、高齢者医療システム検討会で検討されている内容について、関係機関への情報提供及び協議を行うとともに、電算処理システムについては、完成度が高く、安定した運用及び予防医学・保健事業等に活用が可能なものとし、支障が生じた際には、迅速かつ適切に対応できる体制を構築すること。

また、現行システムからの移行内容、手順及びスケジュールを早期に明らかにし、事務処理体制及び電算処理システムを完全に整えることが可能な準備期間を確保する等、スムーズな移行が可能となるよう配慮するとともに、システム構築費用に加え、データ移行に要する経費についても、国の責任において全額措置すること。

# 後期高齢者医療制度に関する要望

## 1 現行制度に関する要望事項

- (1) 低所得者に係る保険料軽減判定について、世帯から個人へ変更すること。
- (2) 被用者保険の被扶養者に係る情報提供時期について、迅速な軽減適用のため、職権での調査、適用等が可能な仕組みとするとともに、対象者に対する広報を被用者保険側でも行うよう要請すること。
- (3) 年金記録の訂正に伴う年金受給額増額者への租税、保険料、負担割合等への影響について、国・日本年金機構の責任において、国民への説明・周知等の対応を行うこと。
- (4) 基準収入額適用については、公簿等により収入が確認できる場合、申請を省略し職権により認定できるようにすること。
- (5) 所得未申告者の自己負担限度額所得区分を「一般」から「現役並み」と判定できるようにすること。
- (6) 高額療養費の勧奨通知を実施する回数について、一定基準を定めること。
- (7) 療養費の受給の適正化を図るため、あん摩マッサージ師及び鍼灸師についても国及び都道府県に指導・監査権限を付与すること。また、保険者に対しても同様の権限を付与すること。

- (8) 誤って後期高齢者医療の被保険者となり、保険給付を受けたときに、正当な保険者と誤給付による不当利得返還請求権を持つ広域連合との間で、簡便に精算できる仕組みを構築すること。
- (9) 調整交付金、国庫負担金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに速やかに交付すること。  
また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては、療養給付に対する定率交付は12分の4を確保し、調整交付金は保険料率算定期から所得係数が上昇した場合においても、財源不足により制度運営が困難とならないよう、別枠で確保すること。
- (10) 長寿・健康増進事業は、複数年度継続して実施することで効果が現れるものであるため、継続した財政措置を行うとともに、その交付時期を早期化すること。
- (11) 後期高齢者医療制度事業費補助金保険者機能強化事業における保険料収納対策等に係る補助を継続すること。
- (12) 健康診査事業の補助基準単価を増額し、都道府県も国と同等の費用を負担するよう国から働きかけること。
- (13) 後発医薬品の利用促進に関して、各保険者における普及・啓発の取組に係る補助を継続すること。
- (14) 保険料の賦課に係る消滅時効について適切な事務処理が可能となるよう、後期高齢者医療広域連合電算処理システムを早急に改修すること。

## 2 新制度に関する要望事項

(1) 賦課限度額については、高齢者分と若人分にそれぞれ設定する方式とすること。

仮に、市町村ごとに賦課限度額を超える保険料を高齢者分と若人分に按分、応能保険料率をそれぞれ引き上げる方式とした場合、都道府県内の保険料率格差に繋がることとなるため、限度額を超える保険料相当額を国費で補填すること。

(2) 現行制度で行われている軽減特例措置は、国が決定したものであるため、新制度においても継続又はよりきめ細やかな軽減措置を講ずること。

仮に、負担増となる見直しを行う場合においては、被保険者及び窓口の混乱が予想されることから、早期に具体的な方を提示し、国民的合意を得ること。

(3) 収納率向上、徴収事務効率化及びコスト削減のため、保険料は原則特別徴収とし、徴収方法の選択、特別徴収の対象年金の拡大、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行、保険料変更時の継続実施等を可能とすること。

また、口座振替における口座情報を新制度へ引き継ぐことが可能となるよう、全国銀行協会等関係機関と調整すること。

(4) 保険料率算定、被保険者証交付作業等の事務を的確に行うため、被用者保険移行対象者の早期把握に向けた被用者保険者への周知の徹底、加入後のデータ提供の義務化等、円滑な情報連携体制を構築すること。

(5) 資格適用日は年齢到達の日ではなく月単位とするとともに、75歳未満の障がい者について、現行制度での認定を継続できるようにすること。

なお、被保険者が高齢者であることに配慮し、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けていた場合等、極力申請を簡素化するため、職権での引継ぎを可能とし、被保険者等に負担を強いることのないようにすること。

(6) 限度額認定等全ての情報が、一枚の被保険者証に記載できるようすること。

(7) 一部負担金負担割合を一律にし、自己負担限度額区分判定基準を分かりやすくする等、シンプルな内容とすること。

(8) 健康診査については義務とし、政省令において統一基準を設け、費用負担を統一すること。

平成22年11月18日

厚生労働大臣

細川律夫様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾俊彦

# 参 考 资 料

# 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、全国後期高齢者医療広域連合協議会という。

## (組織)

第2条 本会は、全国の都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をもって組織する。

## (目的)

第3条 本会は、広域連合の連絡提携を緊密にして、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の広域連合の意見集約、国等への意見表明及び広域連合相互の意見交換
- (2) 広域連合長会議及び事務局長会議の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置き、第13条に規定する幹事をもって充てる。

会長 1名

副会長 3名

監事 2名

2 役員の選任方法は、幹事の互選によるものとする。

## (役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後も、新役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期中に市区町村長選挙が行われ、同一人物が市区町村長に当選し、さらに当該広域連合長に当選した場合は、その者が引き続きその任期の期間役員となる。

## (役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が会長の職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(広域連合長会議)

第8条 本会の広域連合長会議は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

- 2 広域連合長会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 広域連合長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 広域連合長会議には、広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(議決事項)

第9条 広域連合長会議は、幹事会の審議を経た次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 予算の承認に関する事項
- (3) 国等に対する要望及び提案に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(委任)

第10条 広域連合長会議は、議決事項の一部及びその権限の一部を幹事会又は会長に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第13条に規定する幹事で構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会には、幹事である広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。
- 4 幹事会は、広域連合長会議へ提案する議決事項の審査、広域連合長会議からの委任事項の議決その他意見交換等を行う。

(事務局長会議)

第12条 事務局長会議は、全国の広域連合の事務局長で構成し、会長の属する広域連合の事務局長が議長（以下「事務局長会議長」という。）となる。

- 2 会長は必要と認めた場合に、事務局長会議長に対し事務局長会議の開催を下

命し、事務局長会議長が事務局長会議を招集する。

- 3 事務局長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 事務局長会議は、会長によって求められた事項その他必要な事項を審議する。
- 5 事務局長会議には事務局長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(地域ブロック協議会及び幹事)

第13条 全国を「北海道・東北」、「関東・信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州」の6つの地域ブロックに分けるものとし、当該地域ブロックごとに協議会を置く。

- 2 前項に規定する地域ブロックごとの都道府県は、別表のとおりとする。
- 3 幹事は、地域ブロックごとに1名選出されるものとし、広域連合長をもって充てる。
- 4 幹事の選出方法は、地域ブロックごとに任意に定めるものとする。
- 5 幹事は、地域ブロック内の意見の調整・集約を行うものとし、また、第5条に規定する役員を務め、その任期は役員の任期と同一とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、各広域連合の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを行ふ。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 本会の毎年度の歳入歳出予算は、幹事会の議決を経て、広域連合長会議の承認を得るものとする。
- 4 本会の決算は、幹事会の認定に付し、広域連合長会議に報告するものとする。

(分担金)

第15条 各広域連合の分担金の算出方法は、広域連合の数による均等割とする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、会長の属する広域連合事務局に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

## 附 則

この規約は、平成21年6月3日から施行する。

別表（第13条関係）

地域ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東・信越	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横尾 俊彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	ただ まさみ 多田 正見 (江戸川区長)	関東・信越ブロック (東京都広域連合)
	ひがしむら しんいち 東村 新一 (福井市長)	近畿ブロック (福井県広域連合)
	いとう よしかず 伊藤 吉和 (府中市長)	中国・四国ブロック (広島県広域連合)
監事	ほづみ もとむ 穂積 志 (秋田市長)	北海道・東北ブロック (秋田県広域連合)
	さはら こういち 佐原 光一 (豊橋市長)	東海・北陸ブロック (愛知県広域連合)

# 全国広域連合長等名簿

平成22年11月18日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
北海道 ・東北	北海道	大 場 脩 (網走市長)	四方 昌夫 (中富良野町長)	藤井 透
	青森県	鹿 内 博 (青森市長)	逢坂 雄一 (平内町長)	大柴 正文
	岩手県	谷 藤 裕 明 (盛岡市長)	稻葉 暉 (一戸町長)	川口 展世
	宮城県	奥 山 恵美子 (仙台市長)	佐々木 功悦 (美里町長)	中里 豊
	秋田県	穂 積 志 (秋田市長)	栗林 次美 (大仙市長) 齋藤 正寧 (井川町長)	伊藤 智
	山形県	市 川 昭 男 (山形市長)	小野 精一 (小国町長) 安部 三十郎 (米沢市長)	齋藤 勝重
	福島県	瀬 戸 孝 則 (福島市長)	古川 道郎 (川俣町長)	山内 芳夫
関東 ・信越	茨城県	中 田 裕 (桜川市長)	野高 貴雄 (河内町長)	船橋 牧男
	栃木県	佐 藤 栄 一 (宇都宮市長)	古口 達也 (茂木町長)	須田 道夫
	群馬県	松 浦 幸 雄 (高崎市長)	真塙 隆 (榛東村長)	志村 正彦
	埼玉県	須 田 健 治 (新座市長)	小沢 信義 (毛呂山町長)	清水 英孝
	千葉県	藤 代 孝 七 (船橋市長)	岩田 利夫 (東庄町長)	松永 光男
	東京都	多 田 正 見 (江戸川区長)	西川 太一郎 (荒川区長)	合田 進 (副広域連合長)
			北川 穂一 (昭島市長)	
			坂本 義次 (檜原村長)	
			合田 進 (識見)	
	神奈川県	服 部 信 明 (茅ヶ崎市長)	間宮 恒行 (大井町長)	細川 哲志
	新潟県	渡 邊 廣 吉 (聖籠町長) ※	阿部 孝夫 (川崎市長)	池上 忠志
	山梨県	宮 島 雅 展 (甲府市長)	天野 康則 (忍野村長)	小野 裕実
	長野県	藤 原 忠 彦 (川上村長)	三木 正夫 (須坂市長)	込山 幸宏
			中沢 一 (坂城町長)	
			伊藤 喜平 (下條村長)	
			山田 勝文 (諏訪市長)	
東海 ・北陸	富山県	高 橋 正 樹 (高岡市長)	空 席	南林 豊
	石川県	山 出 保 (金沢市長)	杉本 栄藏 (中能登町長)	西川 文明
	岐阜県	細 江 茂 光 (岐阜市長)	小川 敏 (大垣市長)	箕浦 準二
			尾藤 義昭 (関市長)	
			大山 耕二 (中津川市長)	
			中川 満也 (垂井町長)	
			岡崎 和夫 (池田町長)	
	静岡県	小 嶋 善 吉 (静岡市長)	鈴木 康友 (浜松市長)	大橋 芳幸
	愛知県	佐 原 光 一 (豊橋市長)	村松 藤雄 (森町長)	小出 重則
	三重県	松 田 直 久 (津市長)	江戸 満 (扶桑町長)	竹仲 透
			木田 久主一 (鳥羽市長)	
			佐藤 均 (東員町長)	
近畿	福井県	東 村 新 一 (福井市長)	尾上 武義 (大台町長)	山田 昌弘
	滋賀県	目 片 信 (大津市長)	杉本 博文 (池田町長)	
			牧野 百男 (鯖江市長)	
			村西 俊雄 (愛荘町長)	辻 義昭
	京都府	久 嶋 務 (向日市長)	井上 正	
			坂本 信夫 (久御山町長)	
			齋藤 彰 (舞鶴市長)	
			栗山 正隆 (亀岡市長)	
			中山 泰 (京丹後市長)	
			星川 茂一 (京都市副市長)	
	大阪府	倉 田 薫 (池田市長)	山田 昌弘 (常勤)	濱田 邦男
			平松 邦夫 (大阪市長)	
			馬場 好弘 (寝屋川市長)	
			吉田 友好 (大阪狭山市長)	
	兵庫県	西 田 正 則 (たつの市長)	中 和博 (能勢町長)	森田 文明
	奈良県	上 田 清 (大和郡山市長)	尾崎 光雄 (市川町長)	山崎 平次
			吉田 誠克 (大和高田市長)	
			福西 力 (上北山村長)	
	和歌山県	中 村 慎 司 (紀の川市長)	西谷 義則 (識見)	梶村 智
			木下 善之 (橋本市長)	
			中山 正隆 (有田川町長)	
			奥田 貢 (北山村長)	

# 全国広域連合長等名簿

平成22年11月18日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
中国 ・ 四国	鳥取県	竹内 功 (鳥取市長)	吉田 秀光 (三朝町長)	中尾 康師
	島根県	松浦 正敬 (松江市長)	山崎 英樹 (飯南町長)	角 亨
	岡山県	高木 直矢 (笠岡市長)	重森 計己 (吉備中央町長)	保崎 博道
			井上 稔朗 (赤磐市長)	
	広島県	伊藤 吉和 (府中市長)	藏田 義雄 (東広島市)	奥 和彦
			入山 欣郎 (大竹市)	
			吉田 隆行 (坂町長)	
			藤原 正孝 (大崎上島町長)	
			山口 寛昭 (世羅町長)	
	山口県	野村 興兒 (萩市長)	松浦 正人 (防府市長)	宮崎 義明
	徳島県	原秀樹 (徳島市長)	泉 理彦 (鳴門市長)	柏田 威
			広瀬 憲発 (松茂町長)	
	香川県	大西秀人 (高松市長)	新井 哲二 (丸亀市長)	喜多 広志
			藤井 賢 (綾川町長)	
	愛媛県	佐々木 龍 (新居浜市長) ※	佐々木 龍 (新居浜市長)	津吉 不二夫
			山下 和彦 (伊方町長)	
	高知県	岡崎 誠也 (高知市長)	吉岡 珍正 (越知町長)	清田 浩嗣
			笛岡 豊徳 (須崎市長)	
九州	福岡県	樋原 利則 (久留米市長)	山本 康太郎 (小竹町長)	國武 三歳
	佐賀県	横尾 俊彦 (多久市長)	秀島 敏行 (佐賀市長)	馬場 俊行
			田中 源一 (江北町長)	
	長崎県	田上 富久 (長崎市長)	一瀬 政太 (波佐見町長)	田中 和博
			松本 崇 (大村市長)	
	熊本県	幸山 政史 (熊本市長)	荒木 泰臣 (嘉島町長)	濱田 祐介
	大分県	釤宮 磐 (大分市長)	浜田 博 (別府市長)	惣川 一昭
			坂本 和昭 (九重町長)	
	宮崎県	黒木 健二 (日向市長)	椎葉 晃充 (椎葉村長)	石村 弘
			戸敷 正 (宮崎市長)	
	鹿児島県	岩切 秀雄 (薩摩川内市長)	空席	佐野 義一
	沖縄県	島袋 俊夫 (うるま市長)	古堅 國雄 (与那原町長)	島袋 庄一
			儀武 剛 (金武町長)	

※は職務代理者

## 全国広域連合所在地等一覧

平成22年11月18日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
北海道 東・北	北海道	〒060-00062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内	011-290-56001 011-210-5022	soumu@iryokouiki-hokkaido.jp
	青森県	〒030-08001 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル1階	017-721-3821 017-723-1401	aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp
	岩手県	〒020-8510 盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階	019-606-75000 019-606-7505	soumu@iwa-te-iryokouiki.jp
	宮城県	〒980-00011 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館9階	022-266-1026 022-266-1031	info@miyagi-kouiki.jp
	秋田県	〒010-0951 秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館1階	018-838-0610 018-838-0611	info@akita-kouiki.jp
	山形県	〒991-00041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内	0237-84-7100 0237-85-8530	info@yamagata-kouiki.jp
	福島県	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-528-9025 024-521-0254	kouikirengou@fukushima.email.ne.jp
関東 信越	茨城県	〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオスビル1階	029-309-1212 029-309-1126	k08kouiki@union.ibaraki.lg.jp
	栃木県	〒320-0033 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-627-6805 028-627-6809	soumu@kouikirengotochigi.jp
	群馬県	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-256-7171 027-255-1312	info@gunma-kouiki.jp
	埼玉県	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-1 埼玉県自治会館2階	048-833-3222 048-833-3471	soumu@saitama-kouikikourei.jp
	千葉県	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル3階	043-223-0075 043-223-0085	info@kouiki-chiba.jp
	東京都	〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階	03-3222-4475 03-3222-4477	soumu@tokyo-kouiki.jp
	神奈川県	〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-440-6701 045-441-1500	kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp
	新潟県	〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階	025-285-3221 025-285-3315	jim00@niigata-kouiki.jp
	山梨県	〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15番35号山梨県自治会館2階	055-236-5671 055-235-6373	soumu@yamanashi-iryokouiki.jp
	長野県	〒380-0935 長野市中御所79-5 NOSAI長野会館2階	026-229-5320 026-228-1850	jimukyoku@kouikikoureinagano.jp
東海 北陸	富山県	〒939-2798 富山市婦中町速星754番地 富山市婦中総合行政センター内	076-465-7501 076-465-3967	info@toyama-iryou.jp
	石川県	〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階	076-223-0140 076-223-0144	info@ishikawa-kouiki.jp
	岐阜県	〒501-6111 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 岐阜市柳津地域振興事務所内	058-387-6368 058-218-2275	iryou-kr@gkouiki.jp
	静岡県	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	054-270-5520 054-272-3312	jimukyoku@shizuoka-ki.jp
	愛知県	〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目6番5号国保会館内	052-955-1227 052-955-1298	jimukyoku@aichi-kouiki.jp
	三重県	〒514-0003 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内	059-221-6880 059-221-6881	kouikikoureimie@union.mie-kokikorei.lg.jp

## 全国広域連合所在地等一覧

平成22年11月18日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
近畿	福井県	〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階	0776-546330 0776-525720	info@fukui-kouiki.or.jp
	滋賀県	〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館4階	0775-5223013 0775-5223023	soumu@shigakouiki.jp
	京都府	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸5階	075-3441202 075-3441251	info@kouiki-kyoto.jp
	大阪府	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F.Nビル8階	06-4790-2029 06-4790-2030	kouikikorei@kouikirengo-osaka.jp
	兵庫県	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号 センタープラザ内	078-3262612 078-3262744	jimukyoku@kouiki-hyogo.jp
	奈良県	〒634-0061 橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館7階	0744-298430 0744-298433	info@nara-kouiki.jp
	和歌山县	〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館9階	073-4286688 073-4286677	info@kouiki-wakayama.jp
	鳥取県	〒689-0714 東伯郡湯梨浜町龍島500 湯梨浜町役場東郷支所2階	0858-321097 0858-321067	kourei@koureikouiki-tottori.jp
中・四国	島根県	〒690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター5階	0852-202236 0852-215551	soumu@shimane-kouiki.jp
	岡山県	〒700-0975 岡山市北区今2丁目2番1号 市町村振興センター3階	086-245-0090 086-245-7277	jimukyoku@kouiki-okayama.jp
	広島県	〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階	082-502-7822 082-502-7844	info@kouiki-hiroshima.jp
	山口県	〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館4階	083-921-7110 083-932-5321	info@yamaguchi-kouiki.jp
	徳島県	〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1	088-677-8856 088-666-0104	soumu@kouikikorei-tokushima.jp
	香川県	〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館2階	087-811-1866 087-811-1865	kouiki37-1@ma.pikara.ne.jp
	愛媛県	〒799-2430 松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2F・3F	089-911-7733 089-911-7735	info@ehime-kouiki.jp
	高知県	〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階	088-821-4525 088-821-4518	info@kouiki.jimusho.jp
九州	福岡県	〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館5階	092-651-3111 092-651-3120	rengou@fukuoka-kouki.jp
	佐賀県	〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3F	0952-648476 0952-620150	soumu@saga-kouiki.jp
	長崎県	〒850-0875 長崎市榮町4番9号 長崎県市町村会館5階	095-816-3930 095-823-2425	nagasaki-kouikirengo@biscuit.ocn.ne.jp
	熊本県	〒862-0911 熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館内2階	096-368-6511 096-368-6577	kouikikoreisya@kumamoto-kouiki.jp
	大分県	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-534-1771 097-534-1778	info@oita-kouiki.jp
	宮崎県	〒880-0804 宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館4階	0985-62-0920 0985-27-7699	kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp
	鹿児島県	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館2階	099-206-1397 099-206-1395	info@kagoshima-kouiki.jp
	沖縄県	〒904-1192 うるま市石川石崎1-1 うるま市石川庁舎3階	098-963-8011 098-964-7785	soumu@kouiki-okinawa.jp

《メモ》

---

---